

第7章 フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策について — 国家による規制と国補正予算を中心に⁽¹⁾

横山 純一

1. 問題の所在

(1) 対象とする時期

本稿では、フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策について、2つのメインとなる対策、つまり、感染拡大を防ぐための国家による規制措置と国補正予算を論ずることにしたい。新型コロナウイルス感染症の状況は変化しているので、どうしても分析の対象時期を絞り込む必要がある。本稿では、2020年3月中旬から12月20日までとすることにしたい。なぜなら、この期間に2回の感染の大きな波（第1波と第2波）があり、この対策として国家による規制が行われ、さらに、国補正予算が7回にわたって打たれたからである。

フィンランドでは12月下旬から1年半ばにかけて新規感染者数が減少し、第2波は収束した。しかし、2月下旬には第3波に見舞われ、感染力の強い変異ウイルスの出現に悩まされた。そこで、政府は飲食店の営業停止措置など、第2波の時よりも厳しい規制措置をとった。そして、その対策

が効果を上げたことや、ワクチン接種が順調に進んだことにより、4月に入って第3波は収まった。第3波については補論を設けて述べることにしたい。

(2) 分析視角

フィンランド（人口数は約550万人）では、3月中旬から5月中旬にかけて新型コロナウイルス感染症が広まり、感染の第1波を迎えた。3月16日に政府は緊急事態宣言を発出し、3月18日から感染拡大を防ぐ目的で、国民の行動を制限する厳しい国家規制措置をとった。このような国家規制が成果をあげたことにより、その後、感染者数は減少に転じた。そして、これに合わせ、一部の規制を除いて規制の解除・緩和が行われたのである。

しかし、9月に入って再び新規感染者数の増加が明確になり⁽²⁾、ヘルシンキ（Helsinki）やエスポー（Espoo）、ヴァンター（Vantaa）など大都

図表1 フィンランドの新型コロナウイルス感染者数の推移(1)

(人)

月日	3/6	3/13	3/20	3/27	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	
累積感染者数	21	251	649	1,301	2,107	3,214	3,982	4,725	5,422	6,050	
1週間単位の新規感染者数		230	398	652	806	1,107	768	743	697	628	
5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	
6,050	6,493	6,753	6,943	7,055	7,119	7,175	7,231	7,278	7,317	7,352	
	443	260	190	112	62	56	56	47	39	35	
7/17	7/24	7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25	
7,352	7,404	7,467	7,618	7,770	7,994	8,130	8,341	8,649	9,047	9,707	
	52	63	151	152	224	136	211	308	398	660	
9/25	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11
9,707	10,595	12,266	13,580	14,826	16,215	17,667	19,178	21,407	24,475	27,516	30,457
	888	1,621	1,314	1,246	1,389	1,452	1,511	2,229	3,068	3,041	2,941

(注) 2021年9月11日閲覧時の数値である。

(出所) World Health Organization (WHO) “Coronavirus Data”。

市自治体を多く含むウーシマ（Uusimaa）地域を中心にクラスターが増加した⁽³⁾。さらに、感染経路が不明の症例が半分以上を占めたのである⁽⁴⁾。

10月に入ってからいっそう感染者数が増大した。1週間当たりの新規感染者数は1,500人前後となり、この状況が11月中旬まで続いた（図表1）。明らかに第2波が訪れたのである。累積感染者数も、11月中旬には2万人を超過した。さらに、11月下旬には、1週間当たりの新規感染者数が一挙に3,000人台にのぼった。1日の新規感染者数は11月20日が478人、11月24日が504人、11月25日が471人、11月26日が619人、11月27日が509人、11月28日が456人となった⁽⁵⁾。12月に入ってからも勢いは止まらず、1週間当たりの新規感染者数は3,000人を超過した。死亡者数も感染の広がりの中で、明らかに12月に入って増加した⁽⁶⁾。

第2波時にも、フィンランドでは国民の行動を制限する措置がとられた。ただし、11年半ばまでは、感染状況が悪化しているウーシマ地域やピルカンマー（Pirkanmaa）地域⁽⁷⁾など国内5地域の飲食店（レストラン、バー、カフェなど）の営業時間や客数の制限などにほぼ限られ、春の第1波の時のような強力かつ全国一律の規制措置はとられなかった。しかし、感染状況が厳しさを増す中で、ヘルシンキやエスポーなどの大都市では11月30日から公共施設の閉鎖、10人を超す集会の禁止、イベントの中止などの措置がとられるようになった。飲食店を中心とする対策では到底済まなくなってきたのである。

本稿では、フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策について、2つの分析視角によって考察することにした。

まず、国民の行動制限をとる国家による規

制措置についてである。フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策の特徴は、感染拡大を抑える施策が遅きに失することのないように、比較的早くに法律にもとづいて国民の行動を制限する措置がとられていることである。このような国家規制には罰則がともなっている。本稿では、第1波の時と第2波の時に分けて、このような国民の行動を制限する措置の内実についてみていくことにしたい。

次に、国の補正予算を考察する。フィンランドにおいては、2020年度には、3月下旬に議会に提出された第1次補正予算を皮切りに、第7次までの補正予算がつくられ、実施に移されている。補正予算の規模はまちまちだが、4月上旬の第2次補正予算と6月上旬の第4次補正予算の規模が圧倒的に大きい。

補正予算の内容についてみると、最初のうちは、新型コロナウイルス感染症にかかわる保健医療対策や、基礎サービスを担う自治体への支援、新型コロナウイルス感染症の広まりや国の規制措置の影響を受けた事業主や企業、個人への支援、演劇や音楽活動でチケット販売が困難になった会社や俳優、音楽家などへの支援など、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して緊急に必要とされたものが中心だった。しかし、第4次補正予算では、鉄道や市電などの公共交通機関の拡充のための財政支援、道路の大規模修繕、高速道路のインターチェンジの増設などの輸送にかかわる政策や、できるだけ安価な住居を国民に提供する住宅政策など、数年先の国民生活や企業活動を展望したものが出てきた。このような多岐にわたる補正予算について分析していきたい。

2. フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策（1） — 第1波における対策

（1）緊急事態宣言と国民の行動制限

3月16日にフィンランド政府は緊急事態宣言を発出した。そして、3月18日からは緊急事態法にもとづいて、国民の行動を広範囲にわたって制限

する規制措置をとった⁽⁸⁾。

つまり、3月18日に義務教育学校や大学、高校、専門学校などの学校閉鎖（休校）が行われた。さらに、公共施設（美術館、図書館、博物館、劇場、

図表2 フィンランドにおける規制解除に関する状況（2020年6月1日）

	5月4日～5月13日	5月14日～5月31日	6月1日～7月30日	7月31日～
義務教育、就学前教育など	閉鎖（休校）	可		
高校、専門学校、大学など	閉鎖（休校）	可（リモート授業の推奨）		
集会の制限	10人まで可		50人まで可	
500人超の公開イベント	禁止			
青少年センター、各種団体会館など	閉鎖		可	
レクリエーション施設（スイミングプールなど）	閉鎖	屋外施設のみ可	可（屋内施設も可）	
スポーツ大会	禁止		特別なアレンジメントのもとで可	
図書館（本貸し出し）	可			
屋内公共施設（美術館、劇場、図書館、高齢者デイケアセンターなど）	閉鎖		集客制限のもとで可	
飲食店（レストラン、バー、カフェなど）	閉鎖（テイクアウトのみ可）		一定条件のもとで可	
海外への観光旅行	厳にひかえる	不要不急な旅行はひかえる		
国内観光旅行	当分の間ひかえる		健康と安全のガイドラインを守れば可	
部外者の介護施設、病院への訪問	原則禁止		ケースバイケースで認める	
ウーシマ地方へ（から）の移動制限	3月28日開始、4月15日終了			

- (注) 1. 義務教育学校や大学などは3月18日から閉鎖開始。10名超の集会禁止も3月18日から開始
 2. 飲食店は4月4日から営業停止
 3. 飲食店の一定条件とは、客席を半分に減らす、客同士の距離をとる。営業時間は6時から23時までで、アルコール提供は22時までとするなど

(出所) Finnish Government “Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June2020”, 2020

高齢者デイケアセンターなど）や青少年センターの閉鎖が行われた。10名を超える集会も禁止された。スポーツ大会や500人以上が参加する公開イベントは全面的に禁止され、スイミングプールなどのレクリエーション施設も、屋内、屋外問わず閉鎖された。介護施設や病院へのお見舞いなどでの部外者（家族や親族、友人、知人等）の訪問も原則禁止とされた（図表2）。以上のような国民の行動制限に関する措置については、当初3月18日から4月13日までとされていたが、5月13日まで延期された。

また、4月4日には、レストラン、カフェ、バーなどの営業停止が行われた。3月19日から入国制限が開始された。

さらに、ウーシマ地域とそれ以外の地域との移動が、3月28日から4月15日まで禁止された。この措置は新型コロナウイルスの感染者がウーシマ地域に集中していたために、地方（ウーシマ地域以外の地域）の感染者の増加を防ごうとしてとられたものであった。ただし、公的な業務や商用、

通勤、近親者の死亡等による移動には適用されない。このような措置の施行にともなって、主要道路では警察官による監視が行われたのである。

保健医療対策や経済対策は怠りなかった。新型コロナウイルス感染症対策を中心とした保健医療システムの維持、産業企業の倒産防止と支援、個人事業主への支援を主目的にして、第1次と第2次とを合わせて約40億ユーロの補正予算が組まれたのである⁽⁹⁾。

(2) 各種規制措置の解除

フィンランドでは国による規制が効果を発揮して感染者数が落ち着いてきたことを背景に、5月14日からと6月1日からの2段階に分けて規制の解除が行われた⁽¹⁰⁾。

図表2を再びみてみよう。義務教育学校や大学、高校、職業専門学校は5月14日に閉鎖が解除され、授業が再開した。ただし、大学や高校、専門学校などについては閉鎖解除後もリモート授業が推奨された。

スイミングプールなどのレクリエーション施設は5月14日から利用できるようになったが、5月14日からは屋外施設のみが利用でき、屋内施設は6月1日から利用可能となった。集会については5月31日までは10人までの集会在認められていたが、6月1日からは50人を超えない集会在可能となった。5月31日まで閉鎖されていた青少年センターや屋内公共施設については、いずれも6月1日から利用できるようになった。ただし、これらの施設の多くは集客数を制限してのオープンになった。スポーツ大会は5月31日まで禁止、6月1日からは特別なアレンジメントのもとでは大会開催が可能となった。

レストラン、バー、カフェなどの飲食店は5月31日まで終日営業停止措置がとられていたが（テイクアウトのみ認められる）、6月1日から下記の条件を満たせば営業できるようになった。つまり、客同士の距離を十分とるように席の配置を工夫する、客席を半分に減らす（テラス席はこれに該当しないが、テラス席でも客同士の十分な距離がとられなければならない）、客は必ず自分の席に着席して飲食し自分の席以外で食物のとりわけをしない等を実行し、さらに、営業時間は6時から23時までとする、アルコールの提供は9時から

22時までとする等の条件が満たされれば営業できるようになったのである。このようなレストラン、バー、カフェに関する規制緩和は、フィンランドの全域で6月1日から施行された。

500人超の公開イベントは7月1日以降も認められず、500人を限度とするとされた。ただし、ガイドラインに沿って安全衛生面の措置がとられ、観客席をいくつかのブロックに区切るなど感染を防ぐ工夫がなされていれば500人を超過しても認められる場合があるとされた。500人超の公開イベントの全面的な規制解除は8月1日から実施された。

病院や介護施設などへの見舞いなどでの部外者の訪問は、6月1日以降も基本的に禁止の状況が続いた。6月17日に病院や介護施設などへの通院・訪問に関する緩和措置がなされ、介護施設では屋外における場所の確保や隔離された部屋の確保を通じ、利用者が家族と面会することができるようになった。

海外旅行は6月1日以降もひかえることとされたが、国内観光旅行は6月1日からは新型コロナウイルス感染症に関する安全衛生のガイドラインを守る場合は可能となった。

3. フィンランドの新型コロナウイルス感染症対策(2) — 第2波における対策

(1) 10月中旬以降の規制強化

フィンランドの新型コロナウイルスの新規感染者数は9月に入ってから再び増えはじめ、10月と11月にはいっそう増大した。10月に入ってから11月中旬までは、1週間の新規感染者数が毎週1,500人前後となった(図表1)。さらに、11月下旬と12月上旬には、これまでに経験したことのない急速な感染拡大が起こった。1週間当たりの新規感染者数は実に3,000人を超過したのである。感染者数は首都圏(ウーシマ地域)において拡大が顕著だったが、国内のほぼすべての地域で増加したのである。

このような状況を踏まえて、フィンランド政府

は感染を抑制する目的で、10月9日にウーシマ地域やピルカンマー地域など感染状況が悪化している5つの地域において、レストラン、バー、カフェ等の飲食店の営業時間の見直しや客数制限を実施することを閣議決定した。第1波が過ぎ去ってからは、レストラン、バー、カフェ等についての規制は大幅に緩和されていた。9月には営業時間やアルコール提供時間の規制、客数の制限がなくなり、飲食は着席して行うこと、客同士の間に十分な距離をとることなどが、店舗や飲食客に求められたにすぎなかった。しかし、再び新規感染者数が増加してきたため、フィンランド政府は関係法律にもとづき、感染状況が悪化している地域

において規制強化、つまり営業時間の短縮と客数制限に踏み切ったのである。具体的には、次のとおりである⁽⁴⁾。

ア 感染状況が悪化している地域、つまり、増殖急増段階（Leriamisvaihe）にある2次医療圏域の飲食店のアルコール提供時間を22時までとし、同地域のすべての飲食店の営業終了時間を23時とする。

イ アルコールの提供を主にするパブ、バー、ナイトクラブなどについては店内に収容できる客数を許可上限の半数とする。レストラン、カフェなどは4分の3とする。

ウ この規制は10月11日から施行し、10月31日までを期限とする。

エ この規制が適用される地域は、感染状況が悪化している地域（2次医療圏域）、つまり、Uusimaa（2次医療圏域はHelsingin ja Uudenmaan shp、主要都市はHelsinkiとEspoo）、Varsinais-Suomi

（2次医療圏域はVarsinais-Suomen shp、主要都市はTurku）、Pirkanmaa（2次医療圏域はPirkanmaan shp、主要都市はTampere）、Kanta-Häme（2次医療圏域はKanta-Hämeen shp、主要都市はHameenlinna）、Pohjanmaa（2次医療圏域はVaasan shp、主要都市はVaasa）の5地域である。いずれもMaakuntaと2次医療圏域は一致している。

オ 上記地域を除いた地域、つまり、安定段階（Perustasto）にある2次医療圏域においては、これまで通り、飲食は着席して行う、飲食客同士の間には十分な距離をとる、営業時間は4時から25時（午前1時）とする、などの規制にとどまる。さらに、客が自ら自分の席以外の場所において食物をとりわけすることは可能で、店舗内の客数についての制限はない。

なお、フィンランドのMaakunta（図表3）と2次医療圏域（図表4）の地理上の位置を示した。

図表3 フィンランドのMaakuntaと県（Laaninhallinto）

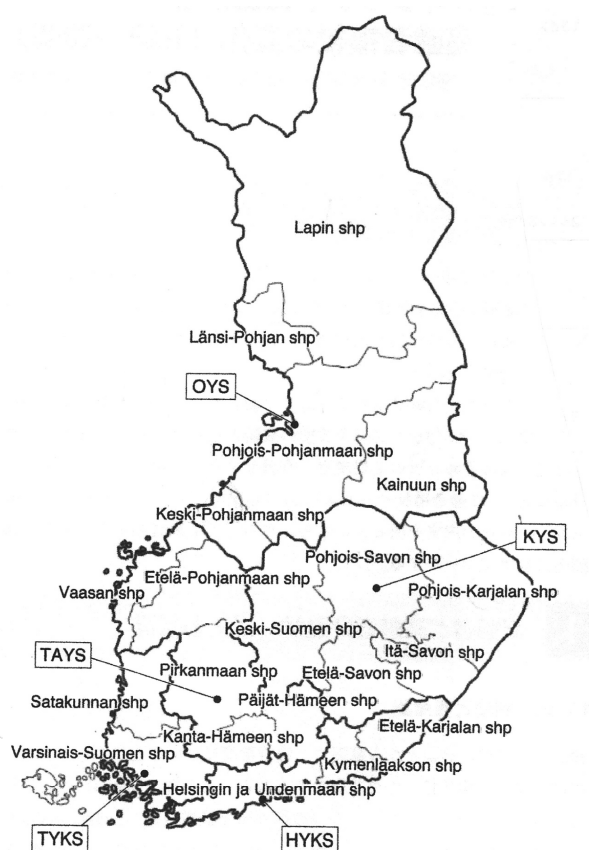


(注) 1. 県は2009年12月31日に廃止された。

2. 現在はItä-UusimaaがUusimaaに統合されたためMaakuntaは19である。

(出所) Tilastokeskus “Suomen tilastollinen vuosikirja 2009”, 2009, S.49.

図表4 フィンランドの2次医療圏



- (注) 1. 2次医療圏は20に区分されている。
 2. TAYSなど□で囲まれているのは、3次医療の拠点となる大学病院。
 (出所) STAKESでの入手資料。

さらに、政府は、11月1日から感染状況が悪化している地域において、レストラン、バー、カフェなどの営業時間等の規制を続けることとしたが、10月11日から施行された規制よりも若干柔軟性をもたせた形で規制の変更を行った⁽⁹⁾。つまり、感染状況が悪化している5地域においては、アルコール提供時間を22時までとし、営業終了時間は、アルコールの提供を主とする店舗（パブ、バー、ナイトクラブなど）は23時、その他の店舗（レストラン、カフェ、ピザ屋など）は24時（午前0時）までとした。ただし、ポーヤンマー（Pohjanmaa）地域については、アルコールの提供をしないにかかわらず、すべての店舗の閉店時間を23時とした。客数制限については、5地域すべてにおいて、アルコールの提供を主とする店舗では収容客数の許可上限の半分、その他の店舗では収容客数許可上限の4分の3までとしたのである。

感染状況が悪化していない地域（Perustasto段

階にある2次医療圏域）については、アルコールの提供時間を24時までとし、アルコールの提供を主とする店舗の閉店時間を25時（午前1時）までとした。その他の店舗は、とくに閉店時間を定めることはせず24時間営業できる。また、感染状況が悪化している5つの地域とは異なり、客数制限は設けない。

(2) 11月下旬の感染者数の激増とさらなる規制の強化

フィンランドの第2波時の規制の特徴は、第1波の時のように、多くの公共施設や教育機関などを全国一律に規制の対象として広く規制の網をかけるのではなく、感染状況が悪化している地域に限定したうえで、業種を飲食業に絞って集中的に規制の網をかける方法を選択したことである。そして、第1波の時のように飲食業の営業停止措置をとらなかった。さらに、アルコールを提供する

か否かによって飲食業の規制に差異を設けたのである。

しかし、冒頭で述べたように、11月20日頃から感染者数が急増した。1日当たりの新規感染者数は、11月26日には619人になった。このような新規感染者数の急増を目の当たりにして、11月30日から感染状況が最も悪化しているウーシマ地域の4自治体、つまり、ヘルシンキ、エスポー、ヴァンター、カウニアイン（Kauniainen）に限定して、国民の行動制限をとまなう規制が強化されることになったのである。

具体的には、11月30日から12月13日までの期間、集会は10人までに制限された。これによって10人を超えるグループや団体での懇親会や飲み会はできなくなった。また、図書館、博物館、文化センター、青少年センター、屋内スポーツ施設などの公共施設が閉鎖された。これにともなって、上記公共施設で行われる予定だったコンサートなどのイベントも中止となった。さらに、12月3日からは、高校が全面的にリモート授業に転換することになった。20歳以上の者の屋外のスポーツ施設でのスポーツ活動も禁止された⁽⁶⁾。

4. 国補正予算の動向と内容

次に、フィンランドの国補正予算を検討し、新型コロナウイルス感染症にかかわる政策として、どのような施策が展開されたのかについてみていくことにしよう。

フィンランドの2020年度の国当初予算は約575億ユーロで、税収入が470億ユーロだった⁽⁶⁾。所得税収入が約159億ユーロで、このうち個人分（勤労所得税、資本所得税）が106億ユーロ、法人分（法人所得税）が45億ユーロだった。付加価値税収入は193億ユーロであった。フィンランドの会計年度は1月1日から始まるため、国当初予算には新型コロナウイルス感染症関連の政策は盛り込まれていない。そこで、国補正予算の分析が大変重要になるのである。

フィンランドでは、3月下旬に最初の国補正予算が議会に提出されたのを皮切りに、ほぼ毎月のように国補正予算が提案され、2020年度において国補正

さらに、新型コロナウイルス感染症が全国に広がってきていることを反映して、12月5日からバーやレストランの営業時間の制限と客数の制限が、これまで行われていなかったサタクンタ（Satakunta）、キメンラークソ（Kymenlaakso）、カイナー（Kainuu）などの地域でも行われるようになり、これらの地域のアルコールの提供時間は22時までとなった⁽⁶⁾。また、12月12日からは、ラッピ（Lappi）地域のバーやレストランでのアルコールの提供時間が2時間早まって22時までとなった。ラッピ地域は感染がそれほど広まっている地域ではなかったけれども、冬の観光地として有名であるため、ラッピ地域を訪れる観光客の増大を見越しての措置であった⁽⁶⁾。

なお、以上の規制とは別に勧告が政府から出されている。勧告は国民に行動の変容を求めるものだが、法的拘束力をもたない。主要な勧告はマスク着用とテレワークの勧告である。前者は、どのような場合にマスクが必要になるのかを細かく示しながら国民にマスク着用を勧め、後者は公的企業だけではなく民間企業にも広くテレワークを勧めるものである。

予算は第7次まで出た。フィンランドではしっかりと財政民主主義が根づいているといえるのである。そして、フィンランド政府は補正予算を積極的に策定し、保健医療政策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた企業や個人、自治体などに支援を行ったのである。以下、7回にわたる国補正予算の各々についてみていくことにしよう⁽⁷⁾。

(1) 第1次補正予算⁽⁸⁾

2020年3月20日に議会に提出された第1次補正予算は、歳出規模が3億9,789万ユーロで、国債収入により調達した（図表5）。第1次補正予算の目的は、3月に入ってから新型コロナウイルスの感染者数が増えてきたことを踏まえ、新型コロナウイルスとの戦いから発生した費用のカバーと、

図表5 第1次補正予算の歳出

(ユーロ)

歳出総額	3億9,789万
内務省	915万
警察	555万
国境警備隊	300万
財務省	2億
非特定	2億
教育文化省	90万
経済雇用省	1億4,300万
再生エネルギーと脱炭素	1億2,750万
雇用と事業主支援	1,500万
社会保健省	4,380万
感染症の管理・監視	2,600万
国立保健医療福祉研究所運営費	1,280万

(出所) Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

企業の財務状況の改善におかれた。財務省関係予算が2億ユーロ、経済雇用省関係予算が1億4,300万ユーロ、社会保健省関係予算が4,380万ユーロ、内務省関係予算が915万ユーロ、教育文化省関係予算が90万ユーロであった。

社会保健省関係予算では、2,600万ユーロが新型コロナウイルス感染症の管理と監視に、1,280万ユーロが新型コロナウイルス感染症対策に大きな役割を果たしている国立保健医療福祉研究所 (Terveyden ja Hyvinvoinnin Laitos、略称はTHL 英語名はFinnish Institute for Health and Welfare) の運営費の支援を目的とした支出だった。経済雇用省関係予算は、新型コロナウイルスの広がりによって厳しい状況におかれた生産チェーンの改善や観光事業への支援、研究開発やイノベーションに充当された。内務省関係予算のほとんどは警察と国境警備隊 (Rejavartiolaitos) に関する支出であった。財務省関係予算は2億ユーロだったが、すべてが非特定支出であった。これは今後の緊急事態に備えるためのものといってよく、いわば予備費的な性格のものといってよいだろう。

以上とは別に注目されるのは、緊急の政府融資がフィンランド航空 (フィンエアー) に対して約6億ユーロ行われたことである。フィンランド航空が旅客と貨物の輸送を通じてフィンランド経済に大きな役割を果たしていることを、政府が考慮したのである。国はフィンランド航空の株式を

55%保有している⁽⁹⁾。

(2) 第2次補正予算⁽¹⁰⁾

第2次補正予算(図表6)は4月上旬に議会に提出された。予算規模は約36億ユーロで、新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態法にもとづいて国家規制が広範囲に行われたことを反映して、規模が大きくなったといえる。第2次補正予算の主な目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大、国の規制の影響を受けた失業者への対策、新型コロナウイルス感染症と国の規制の影響を受けて企業や事業者、個人の経済活動が停滞したことに対する支援、自治体への財政支援、医療機器、医薬品等の購入であった。

省庁別に予算をみてみよう。最も予算規模が大きかったのは社会保健省関係予算だった。社会保健省関係予算は22億2,290万ユーロで第2次補正予算の歳出規模の約6割を占めたのである。このうち約11億ユーロが失業保障 (Työttömyysturva) で、このうち7億9,400万ユーロは解雇と失業の増加に対応するものであった。

また、これまでは個人事業主 (自営業者) については自治体が相談窓口になって支援金を出していたが、新たに政府は個人事業主が失業保障を一時的に受けることができるように、関係法律の改正を行うとともに予算措置を行った。さらに、基礎的な社会援助サービスと住宅手当に、それぞれ約1億7,000万ユーロが計上された。基礎的な社会援助サービスとは日本の生活保護制度にあたるものといってよいだろう。また、新型コロナウイルス対策費が6億ユーロ計上されたが、これは国が医療機械や医薬品を購入することなどに充当された。

さらに、コロナ禍で仕事を休んで無給になった者は、一時的な給付金の支給を申請できるようになった。つまり、幼児や保育所に通う子どもの世話を家庭でするため仕事を休んで無給となった親が、このような給付金 (月額723ユーロ) を利用できるようになった。そして、このための社会保健省関係予算として約9,400万ユーロが計上されたのである。

社会保健省関係予算に次いで多いのは経済雇用

図表6 第2次補正予算の歳出

(ユーロ)

歳出総額 36億2,477万			
財務省	5億2,522万	社会保健省	22億2,290万
自治体への財政支援	5億4,700万	住宅手当	1億7,700万
教育文化省	6,939万	基礎的な社会援助	1億6,930万
芸術と文化	4,169万	失業保障	10億9,830万
スポーツ	1,960万	医療機器・医薬品の購入など	6億
青少年活動	400万	内務省	880万
農林水産省	4,815万	国境警備隊	838万
農業と地方産業	3,000万		
産業漁業	1,000万		
経済雇用省	7億4,822万		
自治体への助成金 (個人事業主支援)	2億5,000万		
再生エネルギーと脱炭素	2億3,500万		
Suomen Teollisuusijointus OY への 融資	1億5,000万		

(注) 財務省関係予算ではオランダ諸島からの返戻金があったため自治体への財政支援の金額のほうが大きくなっている。

(出所) Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

省関係の予算で、金額は7億4,822万ユーロだった。このうち個人事業主を支援する自治体への助成金が2億5,000万ユーロ、Suomen Teollisuusijointus OYへの特別融資が1億5,000万ユーロであった。Suomen Teollisuusijointus OYは、ベンチャー企業やプライベートエクイティファンドに直接投資するフィンランドの国営投資会社である⁽²⁾。さらに、再生エネルギーと脱炭素事業 (Uudistuminen ja Vähähiilisyys) に2億3,500万ユーロが計上された。フィンランド政府は、経済や産業が新型コロナウイルス感染症によって打撃を受けている中で、脱炭素に向けた投資 (蓄電池などの研究・技術開発等) を積極的に行うことによって、経済の回復と二酸化炭素排出量の削減という2つの目標を同時に達成しようと試みたのである。

財務省関係予算は5億4,700万ユーロであった。これはコロナ禍で所得税などの納付の延期や税収が大幅に減少したため、税収不足に直面している自治体に対する国の補償と支援だった。なお、この中には、時期が来れば、自治体が国に返戻を行う部分も存在した。

教育文化省関係予算は6,939万ユーロで、このうち、芸術と文化が4,169万ユーロ、スポーツが1,960万ユーロ、青少年活動が400万ユーロであっ

た。これらは、新型コロナウイルス感染症の広がりや国の規制によって営業ができなくなり、チケット収入などが得られなくなった芸術文化部門への支援 (芸術家、俳優、フリーランサー、劇場、音楽家、オーケストラ、美術館等への支援) や、スポーツ活動・スポーツ団体への支援、青少年活動・青少年団体への支援に充てられた。このような支援は、国の規制が継続している期間に限定して行われるため2020年5月31日まで続けられたのである。

農林水産省関係予算は4,815万ユーロで、このうち農業と地方産業の保護に3,000万ユーロ、漁業の促進に1,000万ユーロが計上された。

内務省関係予算は880万ユーロで、その大部分が国境警備隊関係であった。

(3) 第3次補正予算⁽²⁾

第3次補正予算は5月上旬に議会に提出された。歳出総額は8億3,200万ユーロで、その84%にあたる7億ユーロが内閣府関係の予算であった。つまり、この7億ユーロは、資本の増強を図るため、フィンランド航空の株式取得に充当されたのである。また、経済雇用省関係予算は1億2,300万ユーロであった。これは、国の規制によって商売

ができなくなった飲食業者への支援と、その従業員の再雇用を支援する目的の予算だった。社会保健省関係予算は600万ユーロ、教育文化省関係予算は300万ユーロで、ともに少額だった。

(4) 第4次補正予算²⁸⁾

第4次補正予算(図表7)は6月上旬に議会に提出された。補正予算の中では第4次補正予算の規模が最も大きく、40億4,680万ユーロであった。財務省関係予算、社会保健省関係予算、経済雇用省関係予算の規模が大きく、それぞれ10億ユーロ台であった。

財務省関係予算は10億4,694万ユーロで、その大部分が自治体と2次医療圏域への財政支援であった。うち8億3,270万ユーロは基礎サービスを提供する自治体への財政支援だった。また、フィンランドには20の2次医療圏域があるが²⁹⁾、2次医療圏域に対して合計2億ユーロが新型コロナウイルス対策の国の補助金として支出された。

社会保健省関係予算は10億3,994万ユーロだった。このうち、失業保障が8億1,240万ユーロ、ワクチン購入を含めた新型コロナウイルス感染症対策が1億1,000万ユーロであった。また、金額は小さいけれども、自治体が行っている福祉保健サービスの1つである学生の健康管理に対する助成金が500万ユーロ計上された。

経済雇用省関係予算は10億360万ユーロだった。このうち企業への特別融資など企業への支援が7億240万ユーロ、再生エネルギーと脱炭素事業が1億5,740万ユーロだった。前者については、企業のコストサポートに3億ユーロ、Suomen Teollisuusijoitus OYへの資本注入が2億5,000万ユーロ、リチウム電池等の開発や、鉱山鉱物資源の確保と技術開発を営む会社であるSuomen Malmijalostus OY³⁰⁾への資本注入が1億5,000万ユーロであった。

教育文化省関係予算は4億2,885万ユーロで、このうち義務教育・幼児教育が1億3,705万ユーロ、職業教育・職業訓練が4,650万ユーロ、高等教育・大学が1億6,608万ユーロ、芸術・文化が2,530万ユーロだった。大学には各種活動を支援するための助成金が6,700万ユーロ計上され、芸術・文化については2,060万ユーロが助成金として計上された。また、政府は高等教育機関の学生を4,800人増やす計画を立てた。さらに、連立与党の1つである左派同盟出身の教育文化大臣は、対人教育や対面授業の長期間の停止は、子どもとりわけ社会的排除のリスクのある子どもたちからの、さまざまな形態の支援ニーズが急増することは明らかであると述べた³¹⁾。

注目されるべきは、第1次、第2次、第3次の補正予算では計上された金額が少なかった運輸通

図表7 第4次補正予算の歳出

(ユーロ)

歳出総額 40億4,680万			
内務省	4,196万	運輸通信省	2億4,029万
警察	1,180万	乗客を運ぶ公共輸送サービスの維持と充実	1億1,810万
国境警備隊	2,200万	輸送運輸のネットワーク	1億1,846万
国防省	2,996万	(基礎的なインフラストラクチャーの整備)	(5,625万)
財務省	10億4,694万	(水深が確保された航路のネットワークの整備・開発)	(3,973万)
基礎サービスのための自治体支援	8億3,270万	社会保健省	10億3,994万
新型コロナウイルス関係での医療圏への支援	2億	失業保障	8億1,240万
教育文化省	4億2,885万	ワクチン購入等	1億1,000万
義務教育・幼児教育	1億3,705万	経済雇用省	10億 360万
高等教育	1億6,608万	再生エネルギーと脱炭素	1億5,740万
(高等教育のうちの大学分)	(6,700万)	企業のコストサポート	3億
職業訓練	4,650万	Suomen Teollisuusijoitus OY への資本注入	2億5,000万
芸術・文化	2,530万	Suomen Malmijalostus OY への資本注入	1億5,000万
環境省	1億1,052万	農林水産省	9,715万
コミュニティ・建築・住宅	4,836万	農業と食糧経済	7,012万

(出所) Valtion Talousarvioesitykset, 2020.

信省関係の予算が、第4次補正予算で2億4,029万ユーロ計上されたことである。すでにみてきたとおり、これまでの補正予算は、主に失業者への支援や、企業や個人への支援、自治体への支援、医療機器や医薬品の購入など新型コロナウイルス感染症に直接関連するものが大部分だった。第4次補正予算の運輸通信省関係予算においても、新型コロナウイルス感染症の広がりの影響を受け、利用者が減少して収入が少なくなった鉄道などの公共輸送機関に対し、旅客と貨物の輸送サービスの維持・充実を目的にして約1億ユーロが計上された。また、ウォーキングとサイクリングの促進を目的として1,800万ユーロが計上された。

しかし、それだけではなかった。運輸通信関係予算においてはコロナ禍の時だけではなく、コロナ後を見据えた投資が行われていることが注目されるのである。つまり、第4次補正予算では、鉄道、道路などの基礎的インフラストラクチャーの整備に5,625万ユーロが、船による輸送（水路と航路のネットワーク）に3,973万ユーロが予算計上されたのである。

運輸・通信省関係予算を検討する際には、2020年から2031年の期間にかけて輸送のプロジェクト（鉄道、路面電車、道路、水路・航路のプロジェクト）が立ち上がっていることが念頭におかれなければならない。2020年度の第4次補正予算においては、このような約10年超継続するプロジェクトの予算の一部が計上されたのである。そして、このプロジェクトは、コロナ禍で進む雇用の減少と失業者の増加に対し、雇用を創出するという積極的な労働振興策の意味を兼ね備えていたということができらるだろう。

2020年から2031年までの期間において予算が分割されることになるが、当該期間における鉄道、路面電車、道路などの輸送インフラストラクチャーの整備と投資は全部で約7億5,000万ユーロを超える見込みである。プロジェクトでは、道路事業への投資に比べて鉄道と路面電車への投資の比重が圧倒的に大きい。道路事業では新しく道路をつくる事業（道路整備事業）ではなく、修繕事業等がメインであった。

プロジェクトの主な事業は次のとおりである。

つまり、鉄道と路面電車事業では、2017年に新設・運航開始されたタンペレ自治体の路面電車（総額1,395万ユーロ、2020年度第4次補正予算は4万1,000ユーロ、）、エスポー自治体の都市鉄道（総額1億3,750万ユーロ、2020年度第4次補正予算は100万ユーロ）、最も列車本数が多い路線であるヘルシンキとリーヒマキ間をむすぶ鉄道（総額2億7,300万ユーロ、2020年度第4次補正予算は500万ユーロ）等への投資がなされ、道路事業では、高速道路のインターチェンジの建設と改良、道路の大規模修繕工事、アンダーパスやオーバーパスの整備、交差点の改良などへの投資がなされたのである。水路・航路事業では、サルマー運河（Salmaan Kanava）の水位上昇にかかわる工事（総額500万ユーロ、2020年度第4次補正予算は10万ユーロ）がある。

また、鉄道と産業企業とのむすびつきの強化を図る試みが行われた。Metsaグループ⁷⁰が、最北部のラッピ（Lappi）地域の主要都市であるケミ（Kemi）自治体において計画しているバイオ製品工場と鉄道との接続（1,050万ユーロ、2020年度第4次補正予算は100万ユーロ）が行われることになっているのである。

さらに、政府は主要都市であるヘルシンキ、オウル、タンペレ、トゥルクの各自治体と新しい住宅や土地利用、輸送の協定をむすんだ。この協定は政府が交通インフラに投資し、各自治体は住宅開発のゾーニングの拡大をめざすものである。政府は、公共交通機関にアクセスしやすい地域に、手ごろな価格の住宅をつくることを計画したのである。このような住宅開発計画も、プロジェクトと密接に関連しているのはいうまでもないことである。

環境省関係予算は1億1,052万ユーロで、住宅建設、環境保全や自然保護等に用いられる。農林水産省関係予算は9,715万ユーロで、うち約7,000万ユーロが農業関係に使われる。また、漁業プロジェクトに680万ユーロ、産業漁業の促進に175万ユーロが計上された。内務省関係予算は4,196万ユーロで、このうち国境警備隊への支出が2,200万ユーロ、警察費が1,180万ユーロだった。国防省関係予算は2,996万ユーロだった。

(5) 第5次補正予算^⑧

第5次補正予算は9月上旬に議会で提出された。第5次補正予算の歳出はマイナス2億3,377万ユーロになった。歳出がマイナスになったのは、財務省関係予算がマイナス4億340万ユーロになったことが大きい。具体的には、自治体から国への返戻金が4億2,900万ユーロあったからである。実質的な歳出がなされていたのは下記のとおりである。つまり、社会保健省関係予算が6,000万ユーロ、経済雇用省関係予算が7,605万ユーロ、農林水産省関係予算が3,000万ユーロ、内務省関係予算が330万ユーロなどであった。

社会保健省関係予算では、新型コロナウイルス感染症にともなう規制措置による経済的打撃が大きかった困窮家計に対し、一時的な財源支援を行う目的で社会援助サービス費が6,000万ユーロ計上された。また、経済雇用省関係の予算では、ほとんどが再生エネルギーと脱炭素事業だった。それ以外に、旅行会社が破産したために新型コロナウイルス感染症を理由に旅行会社のパック旅行をキャンセルしたいのにできなくなった利用客のために、200万ユーロが計上された。農林水産省関係予算では、農業、園芸、地方ビジネスにおいて生じたコスト増に対して3,000万ユーロが計上されたのである。

(6) 第6次補正予算

9月下旬に議会で提出された第6次補正予算の財政規模は2億ユーロで、すべてが社会保健省関係予算であった。その全額が、自治体が社会保健福祉サービスや公共サービスとして支出した、新型コロナウイルス感染症対策費用に対する国の助成金であった。

(7) 第7次補正予算^⑧

第7次補正予算は10月下旬に議会で提出された。フィンランドでは10月に入ってから新型コロナウイルス感染症が再び広がって、いわゆる第2波を迎えていた。このため第7次補正予算では、新型コロナウイルス感染症関連で支出した費用のカバーと、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で収入が損失したことへの財政支援が中心に

なった。つまり、政府は第7次補正予算を、新型コロナウイルス感染症の拡大によって苦悩している企業や個人、地方自治体などを手助けするための橋渡しの役割を果たすものとして提案したのである。

第7次補正予算の歳出規模は14億8,136万ユーロだった。ただし、通常は国営カジノなどのギャンブルサービスから得られる収入がコロナ禍で減少し、ギャンブル収入の損失分が歳出でマイナスとして計上されたため、実質的な歳出額は14億8,136万ユーロよりも大きくなった。

第7次補正予算で大きな割合を占めたのは財務省関係予算であり、自治体と2次医療圏域への財政支援であった。具体的には、自治体が行っている基礎的な公共サービスの重要性や、自治体が新型コロナウイルス感染症関連の費用を多額に担っている現状を踏まえて7億ユーロが国から自治体に支出されたのである。また、フィンランドにおいては、2次医療の中核病院を中心にして2次医療圏ごとに自治体連合が組まれている。そこで、2次医療圏域（自治体連合）に対して、新型コロナウイルス感染症関連の費用を国が支援する目的で、2億ユーロが支援金として支出されたのである。

経済雇用省関係予算では、新型コロナウイルス感染症の広がりの影響を受けた企業や事業者、個人への支援に4億1,000万ユーロが計上された。これまでの補正予算で計上されながら申請数の不足のために使われなかった1億4,000万ユーロを加えれば、この目的で利用可能な金額は5億5,000万ユーロになった。

さらに、新型コロナウイルス感染症の広がりによって乗客の利用が減ったため、公共交通機関の収入が減少した。そこで、公共交通機関のサービス水準の維持と確保をめざして、運輸通信省関係予算において1億1,000万ユーロが計上された。また、金額は微小だったが、先に述べた輸送プロジェクトの中の道路事業について、2020年度第7次補正予算分の金額が計上された。道路の設計と修繕等に充当されることになっている。

教育文化省関係予算の歳出は実質で1億7,500万ユーロだった。このうち、劇場、オーケストラ、

美術館の運営費への国の補助が5,766万ユーロ計上された。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって芸術活動や文化活動にかかわる会社や、個人、労働者の収入が減少したため、教育文化省関係予算において収入の損失に対する支援と活動の継続を目的として支出されたものである。また、スポーツ活動とスポーツ活動団体に4,800万ユーロ、青少年活動や青少年団体に1,757万ユーロが支出された。さらに、初等教育、高等教育などの教育分野に予算が計上されたが、注目されるのは学生への支援金が2,780万ユーロ計上されたことである。学生ローンの保証、学生の住宅手当等に充当されたのである。

内務省関係予算では、警察、国境警備隊、税関などへの支出が行われた。フィンランドはコロナ禍で最も厳格な国境管理を行っている国として有

むすびにかえて

フィンランド政府は、第1波の時には、学校や公共施設の閉鎖、飲食店の営業停止などの全国一律の規制や、感染が進んだ特定地域への移動制限など、さまざまに規制の網をかけた。そして、それが第1波を早く収束させることに役立った。ただし、学校の休校が必要だったのか、全国一律に網をかけて国民の行動を制限する方法が良かったのかなど、課題も残った。そこで、第2波の時には、飲食店に絞った規制を行った。その際に、感染が進んでいる地域については、閉店時間、アルコール提供時間、客数の制限等の規制が行われたが、感染があまり進んでいない地域の飲食業の規制は緩やかなものにした。さらに、飲食業を一括りにするのではなく、アルコールを主に提供するところ（レストラン、バー、ナイトクラブ）と、提供しないところ（レストラン、カフェ、ピザ屋など）に分け、閉店時間や客数制限などで差異を設けた。第1波とは明らかに異なった方法がとられたことが注目されるのである。

しかし、11月下旬には、フィンランドの感染状況が厳しくなってきたことを踏まえ、ウーシマ地域の自治体で公共施設の閉鎖が実施されるとともに、10人を超える人の集まりが禁止された。20歳以上の者

名である。そこで、国境警備隊については運営費とは別に、海上巡視船の購入予算として1億2,000万ユーロが計上された。

社会保健省関係予算は実質で1億4,200万ユーロだった。ワクチンの購入など新型コロナウイルス感染症対策や、新型コロナウイルスとの戦いに重要な役割を果たしている国立保健医療福祉研究所（THL）への支援金を中心であった。

外務省関係予算は1億229万ユーロだった。このうち、新型コロナウイルス感染症に苦しむ発展途上国への支援（2,450万ユーロ）や、発展途上国への融資を行うフィンランド産業協力基金（Finnfund）の資本金増加（5,000万ユーロ）などを目的として約1億ユーロが予算計上されたのである³⁰。

の屋外スポーツ施設でのスポーツ活動も禁止された。さらに、感染が全国的に広がってきたことを受け、12月5日からはキメンラークソ、サタクンタ、ラッピ、北東部の過疎地域であるカイヌーなどの各地域でも、飲食店の規制（営業時間の規制、客数制限など）が強化された。また、人の集まりを10人以下に制限することはピルカンマー地域などでも行われるようになったが、12月22日からは、ヴァーサ2次医療圏域（Vaasan shp）や中部ポーヤンマー2次医療圏域（Keski-Pohjanmaan shp）、南ポーヤンマー2次医療圏域（Etelä-Pojanmaan shp）、中央フィンランド2次医療圏域（Keski-Suomen shp）など、より広範囲な地域で行われることになった³¹。

フィンランドの新型コロナウイルス感染症に関する政策から学ぶ点は、とても多いと思われる。政策がほぼ一貫していること、対策が後手になることがないように対策を早めに打ち出していること、補正予算を7回つくることによって個人、企業、自治体などの多様なニーズにこたえようとしていること、7回の補正予算を通じて財政民主主義がしっかり根づいていることが示されていること、政策の内容については原則を踏まえつつも状況に応じて柔軟に考

え方を変えていること、必要な場合は躊躇なく国民の行動を制限する国家規制を行っていること、国家規制については民主主義的な手続きを踏んで国民の理解のもとで行われていること、国民の政府への信頼が高いこと等である。

さらに、フィンランドで国債収入に依存しながら多岐にわたる補正予算が打ち出された背景には、

1990年代半ばから今日まで、一時期を除いてフィンランドが緊縮基調の財政を維持してきたため、国財政が比較的良好であったことがあげられるだろう。ただし、そうはいつでも、時期が来たならば、アフターコロナには増税が避けられないということが、フィンランド政府から国民へのメッセージとして強く投げかけられることになるだろう。

補論 フィンランドにおける感染の第3波と対策

図表8が示すように、12月下旬にフィンランドの1週間当たりの新規感染者数は1,000人台に減少した。以後1月20日頃までほぼ1,000人台の後半で推移したため、新規感染者数を十分抑えきれたとは言いが難かったけれども第2波は一応収束したと判断できた。ところが、それから1か月もたないうちに第3波に見舞われた。2月下旬以降、1週間当たりの新規感染者数は4,000人を超過し、3月13日から3月19日にかけては4,873人と過去最高を記録したのである。

第3波の特徴は、感染力の大変強い変異型ウイルス（イギリス株）が流行したことである。

そこで、3月8日にフィンランド政府は第2波の対策に比べて格段に厳しい規制措置をとった。その内容は、次の2点に特徴づけられた。1つは、フィンランドのほとんどすべての地域の飲食店に対して、3月9日から3月28日まで営業停止措置がとられたことである。つまり、20ある2次医療圏域のうち、

Kainuun shp, Pohjois-Savon shp, Pohjois-Karjalan shp, Etelä-Savon shp, Keski-Pohjanmaan shpを除いたすべての2次医療圏域にある飲食店が営業停止となったのである⁸⁾。もう一つは、13歳以上が通学する学校に対し、リモート授業を義務づけたことである。

さらに、フィンランド政府は、このような厳しい規制措置をとったにもかかわらず、3月中旬を過ぎても新規感染者数が減少しなかったため、ウーシマ地域の大都市を中心にさらなる厳しい規制措置を計画した。これは、ロックダウンともいえるもので、住民は通院や食料品の購入など限られた場合の外出を除いて基本的に自宅で過ごさなくてはならないというものだった（例えば美容院へ行くための外出は不可⁹⁾）。ただし、憲法上の理由等から最終的には、フィンランド政府はこの提案を撤回した。

フィンランドでは2021年4月中旬以降に1週間当たりの新規感染者数は1,000人台と減少し、3月9日からの厳しい規制措置とワクチン接種が開始され

図表8 フィンランドの新型コロナウイルス感染者数の推移(2)

(人)

月 日	2020年 11/27	12/4	12/11	12/18	12/25	2021年 1/1	1/8	1/15	1/22	
累積感染者数	24,475	27,516	30,457	32,924	34,875	36,657	38,358	40,113	42,321	
1週間単位の新規感染者数		3,041	2,941	2,467	1,951	1,782	1,701	1,755	2,208	
1/22	1/29	2/5	2/12	2/19	2/26	3/5	3/12	3/19	3/26	4/2
42,321	44,915	47,544	49,990	52,653	56,988	61,506	66,172	71,045	75,387	79,061
	2,594	2,629	2,446	2,663	4,335	4,518	4,666	4,873	4,342	3,674
4/2	4/9	4/16	4/23	4/30	5/7	5/14	5/21	5/28	6/4	6/11
79,061	81,805	83,963	85,618	87,113	88,582	89,943	91,429	92,408	93,188	93,808
	2,744	2,158	1,655	1,495	1,469	1,361	1,486	979	780	620

(注) 2021年9月11日閲覧時の数値である。

(出所) World Health Organization (WHO) “Coronavirus Data”.

たことによる効果が発揮されたことにより、ほぼ第3波を収束することができた。フィンランドはヨーロッパ諸国の中で新型コロナウイルス対策に成功した国として高く評価されたのである。隣国スウェーデン（総人口1,000万人）が2021年の4月中ずっと、1週間当たりの新規感染者数が毎週3万人台もしくは4万人台にのぼっているのとは対照的であった⁽⁸⁾。フィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症に関する政策の明確な違いが示されているとすることができるのだが、これについては注(1)の拙稿を参照してほしい⁽⁹⁾。

[注]

- (1) 本稿は、横山純一「北歐フィンランドにおける新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題—感染拡大を防ぐための国家規制、補正予算、スウェーデンとの政策比較を中心に」『学園論集』（北海学園大学）184号、2021年3月を、紙数の都合で、スウェーデンとの政策比較の部分を中心に大幅な削減を行うとともに、同論文であつかった時期以降の状況など一部必要な加筆を行ったものである。
- (2) Finnish Institute for Health and Welfare “Confirmed Coronavirus Cases (COVID19) in Finland”, 2020.
- (3) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta” 1.10.2020.
- (4) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta” 8.10.2020.
- (5) World Health Organization(WHO) “Coronavirus Data”. 数値は2021年9月11日閲覧時の数値である。
- (6) Johns Hopkins Coronavirus Resource Center “COVID19 MAP”.
- (7) フィンランドには19の地域（Maakunta）と20の2次医療圏域（Sairaanhoitopiiri）がある。Maakuntaと2次医療圏域が全く同一の地域が多いが、そうではないケースも存在する。Maakuntaと2次医療圏域、ならびにその地理的位置について、詳しくは横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家—高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、第2章、第3章、同文館出版、2019年1月を参照のこと。
- (8) 規制の内容についてはFinnish Government “Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June 2020”, 2020.
- (9) 補正予算については4. で詳しく述べる。
- (10) 規制の解除については、Finnish Government “Situation regarding the lifting of Restrictions 1 June 2020”, 2020.
- (11) Valtioneuvosto “Current Restrictions” 15.10.2020.なお、飲食店への規制においては、20ある2次医療圏域を、新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合の多寡に応じて、下記の3つに区分し、区分された2次医療圏域ごとに対策が講ぜられている。つまり、増殖急増段階（Leriamisvaihe）、加速段階（Kiihtymisvaihe）、安定段階（Perustasto）に2次医療圏域が区分されているのである。先に述べたように、Maakuntaと2次医療圏域は一部を除いて同一地域になっている。このため、特別な事情がない限り、飲食店規制の地域の叙述に当たっては、Maakuntaの名称で述べることにする。
- (12) Valtioneuvosto “Tilannekatsaus Koronavirus Tilanteesta” 29.10.2020.
- (13) Yleisradio OY 27.11.2020.
- (14) Yleisradio OY 3.12.2020.
- (15) Yleisradio OY 3.12.2020. Yleisradio OY 10.12.2020. ラッピ地域（Lappi Maakunta）には2つの2次医療圏域が存在する。Lapin Sairaanhoitopiiri と Länsi-Pojan Sairaanhoitopiiri である。なお、shp とは Sairaanhoitopiiri を省略したものである。
- (16) フィンランドの2020年度国当初予算については、Valtiovarainministeriö, Valtion Talousarvioesitykset, 2020 を参照。
- (17) 第1次から第7次までの補正予算の内容については Valtiovarainministeriö, Valtion Talousarvioesitykset, 2020 を参照。
- (18) 第1次補正予算については Government Communications Department, Ministry of Finance “Government submits supplementary budget proposal to Parliament due to the Coronavirus” 20.3.2020 を参照。
- (19) Yleisradio OY 21.3.2020.
- (20) 第2次補正予算については Government Communications Department, “Government reaches agreement on second supplementary budget proposal for 2020 and the General Government Fiscal Plan for 2021-2024” 8.4.2020, Ministry of Education and Culture “Government proposed additional funding address impact of Coronavirus on Culture and Sports in its second supplementary budget proposal” 8.4.2020.
- (21) 会社の内容については Suomen Teollisuusijointus OY のホームページ（www.tesi.fi）を参照。
- (22) 第3次補正予算については Government Communications Department, Ministry of Finance “Government decided on third supplementary budget proposal for 2020” 8.5.2020 を参照。
- (23) 第4次補正予算については Government Communications Department, “Government’s fourth supplementary budget proposal, Support for public transport services, walking and cycling, infrastructure projects across the country” 5.6.2020 を参照。
- (24) フィンランドの医療圏には、1次医療圏、2次医療圏、3次医療圏がある。また、2次医療圏ごとに、病院事業の自治体連合が形成されている。詳しくは、

横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家 — 高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、第3章、同文館出版、2019年1月を参照のこと。

- (25) 会社の内容については、Suomen Malmijalostus OYのホームページ (www.mineralsgroup.fi) を参照。
- (26) Helsinki Times 3.6.2020. なお、首相は社会民主党出身である。保守系の有力2政党（国民連合党、フィンランド人党）は野党である。
- (27) Metsaグループは、フィンランドの森林関連産業のリーディングカンパニーである。パルプ、木材木製品、ティッシュペーパーなどを生産、販売している。Metsaグループのホームページ (www.metsagroup.com) を参照。
- (28) 第5次補正予算については、Government Communications Department, Ministry of Finance “Government reaches agreement on fifth supplementary budget proposal for 2020” 3.9.2020を参照。
- (29) 第7次補正予算についてはGovernment Communications Department, Ministry of Finance “Government reaches agreement on seventh supplementary budget proposal for 2020” 23. 10. 2020を参照。
- (30) Finnfundのホームページ (www.finnfund.fi) を参照。
- (31) Yleisradio OY17.12.2020.
- (32) Finnish Government, Ministry of Economic Affairs and Employment “Restaurants to close on 9 March in areas where COVID19 Epidemic situations is the most serious” 8.3. 2021.
- (33) “Finlands looming lockdown: What will — and won't — be allowed?” in Yleisradio OY26.3.2021.
- (34) World Health Organization (WHO) “Coronavirus Data”.
- (35) 注(1)の拙稿のうちフィンランドとスウェーデンの新型コロナウイルス感染症に関する政策比較の部分を参照のこと。なお、フィンランドの新型コロナウイルスの新規感染者数は2021年7月上旬から上昇した。8月10日には過去最高の1,034人の新規感染者数を記録した。9月、10月になっても感染はおさまらず、1日の新規感染者数が600人を超過する日が9月と10月においても少なくないのである。この点については、World Health Organization (WHO) “Coronavirus Data” (2021年9月11日と10月29日閲覧時の数値) を参照のこと。